

市町村における産後の母子支援事業の実施状況等

(1) 平成28年度母子保健事業の実施状況（厚生労働省調査結果 抜粋）（回答は市町村数）

項目	はい	いいえ
妊娠届出・母子健康手帳交付の状況		
①妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している。	27	0
②看護職等専門職が母子健康手帳の交付を行っている。	27	0
産後・育児期の支援状況		
①退院までに、保健師等が保護者と面接等の必要が考えられる者の基準を決めている。	6	21
②ハイリスク児に対し退院後1か月以内に訪問している	23	4
③出生数が少なく、育児不安の親のグループ活動をすることが困難である。	12	15
④特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援をしている。	2	25
⑤育てにくさを感じている親が、利用できる社会資源（教室に参加できない場合は戸別訪問につなげる）がある	27	0
妊娠期からの虐待防止対策の実施		
①妊娠等について相談できる窓口の周知	23	4
②妊娠期から養育支援を必要とする家庭を把握した際には、医療機関と相互に情報共有を図っている。	26	1
③医療機関から市町村に養育支援が必要な家庭の情報提供があった場合、妊娠婦や新生児の訪問指導等により対応する基準を設けている。	15	12
支援ニーズの高い妊産婦への支援の実施状況		
①支援ニーズの高い妊産婦への支援を実施している	25	2

産後のメンタルヘルス対策

①妊娠中の保健指導（母親学級、両親学級含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている。 1. 妊婦のみに 2. 家族にも伝えている 3. 設けていない	1. 13 2. 6 3. 8
②精神状態等を把握するため、産後1か月までの褥婦にEPDSを実施している。 ア全ての褥婦対象 イ一部の褥婦対象 ウEPDS以外の連絡票や他の調査方法等を実施 エ何も実施していない	ア 10 イ 2 ウ 5 エ 10
③②でア～ウを選択した場合、産後1か月でEPDS9点以上を示した人等へのフォローバック体制がある。 1. 母子保健担当部署内で情報共有し、今後の対応を検討 2. 2週間以内に電話にて状況を確認 3. 1か月以内に家庭訪問している 4. 精神科医療機関を含めた地域関係機関等連絡会、カンファレンスを定期実施 5. 体制はない	1. 15 2. 5 3. 9 4. 0 5. 0
④②でアもしくはイと回答した場合、平成28年4月～平成29年3月において 1. EPDSを実施した褥婦数 2. 上記1のうち、産後1か月までのFEPPDSが9点以上の褥婦数	1. 4,903人 2. 615人

(2) 平成29年7月 岡山県健康推進課調査結果等

※数字は市町村数

項目	はい	いいえ
① 公費負担による産婦健康診査の実施	0	27
② 子育て支援包括支援センターの設置（平成29年4月時点）	11	16
③ 産後ケア事業の実施	11	16
④ 産婦訪問指導や、産婦健康診査実施の際の課題と思うこと (自由記述 抜粋)		

◎産婦健診に関すること

◎その他、産後支援について

- ・産後、実家で里帰りをしている人も多く、大半が1か月健診を終了してからの産婦訪問となっている。出産後、児の状況により支援が必要となる産婦もあり、医療機関から早い時期での情報提供を頂きたい。
 - ・産後うつへの対応（専門機関とマンパワーの不足）
 - ・産婦訪問指導の支援拒否ケース対応については要検討。
 - ・産後うつ発症のリスクが高い出産後直後から早い段階で訪問に行けていないケースがほとんどであり、2か月以内の赤ちゃん訪問を実施するようにしているが、早期支援に繋がりにくい。
 - ・近くに親等がおらず、支援が得られない産婦に対しての地域支援（家事支援等）が乏しい。
 - ・エジンバラ産後うつ病質問票等の導入について。
 - ・保健師等従事者間のスキルの向上
 - ・産前産後うつや、出産・育児において大きな不安を抱える恐れがある妊産婦に対して、妊娠届出時や新生児訪問時に保健師が面談し、ハイリスクの妊産婦の早期発見・対応に努めているが、十分な支援や発見体制とは言えない。虐待予防の観点からも、今後の課題として検討していく。

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
 - 母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
➢ 実施市町村数:296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) ➢ おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。



産婦健康診査事業について【新規】

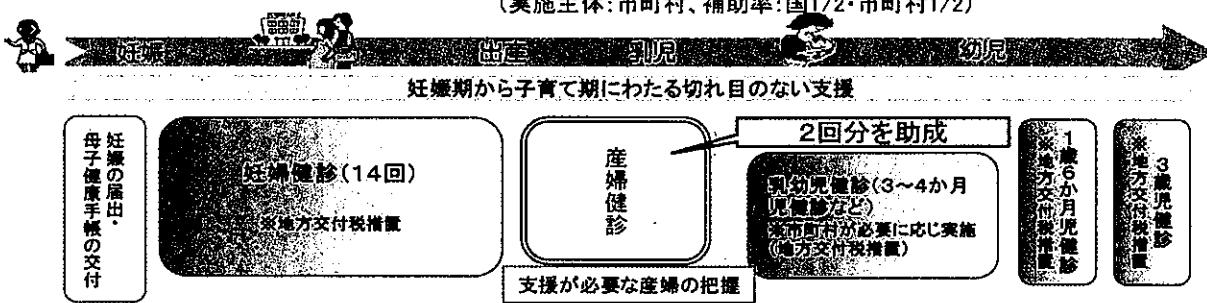
要聞

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されている。

事業內容

- 地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。
※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。
(1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
(2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
(3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

○予算額 平成29年度予算(案) 351百万円 (基準額:1回当たり5,000円)



妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠の届出・ 母子健康手帳の交付

金瓶梅(14回)

一、多方交付發售單

支援が必要な産婦の把握

2回券販売

3歲兒健診
※地方文獻資料

三

今後の施策の検討について（案）

現状と課題

- ・産後うつ傾向と診断される産婦の割合は、産後2週間時点で25%近くに達するが、市町村による新生児訪問では、新生児期に全ての母子を支援できない（1ヶ月以内の実施率13%）
- ・切れ目のない母子支援を行うため、子育て世代支援包括支援センターが法定化され、県下でも設置が進みつつあるが、機能強化が必要である。
- ・産婦健診を自費で受けるケースも多いが、その結果が市町村・保健所へ引き継がれることは少なく、産婦人科・小児科・精神科等医療機関との連携による支援体制の強化が必要である。

対策

- ①母子保健関係職員の人材育成
- ②産婦人科・小児科・精神科等医療機関との連携強化
- ③母子支援の更なる充実を目指した検討会を開催
- ④県内統一した産婦健診の仕組みづくり
- ⑤母子健康包括支援センターの機能強化
- ⑥切れ目のない支援のための地域ネットワークの推進

結果（目的）

- ・子育て世代包括支援センターや妊娠・出産包括支援事業等の取り組みが全国的に進む中、職員の能力向上による機能の充実を図り、切れ目のない支援の強化につなげる。
- ・産後うつの早期把握、支援により切れ目のない支援を強化し虐待予防につなげる
- ・医療機関との連携の中で産後支援を強化し、問題を抱えた母子の早期発見と適切なフォローにつなげる。
- ・産婦の心身の健康を保ち産後満足度を上げることにより、第2子の壁突破にもつながる。

事業の進め方

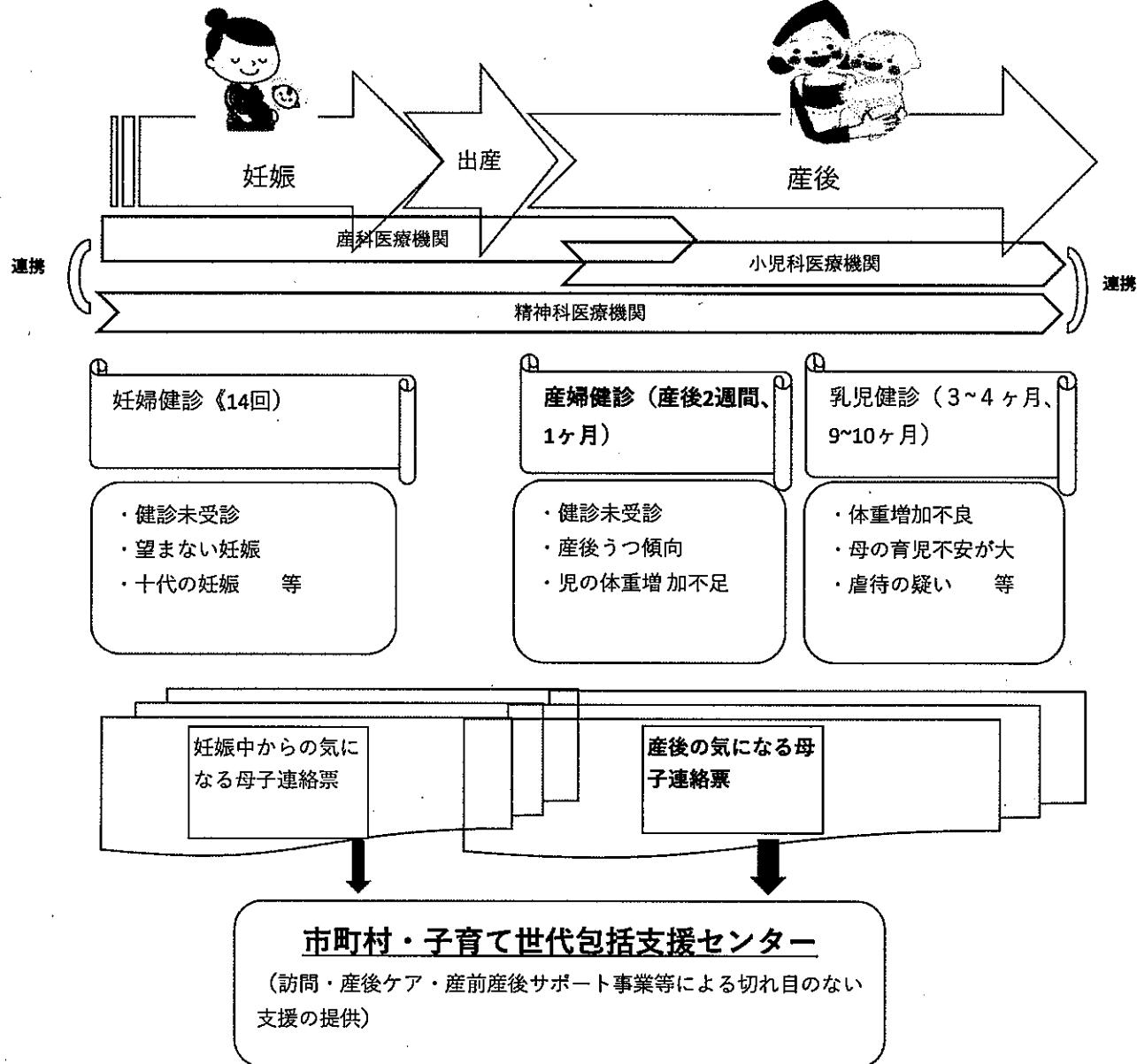
①産後の母子への支援のあり方検討会の開催

- ・産後の更なる切れ目のない支援を図るために、関係機関と現状や課題を共有し、産後における支援のあり方や更なる施策を検討する。
- ・検討会の意見を踏まえ県内統一した産婦健診の仕組みをつくる。
- ・産婦健診で把握された気になる母子への支援の仕組みを検討する。

②産後支援強化研修会・連絡会議の開催

- ・子育て世代包括支援センター職員等を対象に、産後支援の強化のため研修を実施する。
- ・地域の支援ネットワーク構築のための連絡会議を開催する。

妊娠から出産後の切れ目ない気になる母子の支援システム(案)



◎ 今後の進め方 (案)

平成29年度	11月	第2回検討会議
	2月	第3回検討会議
平成30年度	10月	産婦健診試行開始
	2月	検討会議（産婦健診本格実施に向けて）